

社会福祉法人町田市社会福祉協議会事務決裁規程

社会福祉法人町田市社会福祉協議会事務決裁規程（平成21年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、会長の決裁を要する事項及び決裁区分を明確にすることにより、事務の責任の所在を明らかにし、もって事務が合理的、かつ、能率的に執行されることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）決裁 会長、会長の権限の受任者及び専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行うことをいう。
- （2）代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、一時当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- （3）専決 あらかじめ認められた範囲内で、常時会長に代わって決裁することをいう。
- （4）合議 決裁事項に直接所属関係のない他の関係者から承認又は同意を受けることをいう。
- （5）不在 決裁責任者が出張、休暇その他の理由により、決裁できない状態にあることをいう。
- （6）常務理事 定款第17条第2項に規定する常務理事をいう。
- （7）事務局長 事務局規程第5条に規定する事務局長をいう。
- （8）課長 事務局規程第6条に規定する課長をいう。
- （9）主幹 事務局規程第7条に規定する主幹等をいう。
- （10）係長 事務局規程第7条に規定する係長等をいう。

（決裁及び合議の順序）

第3条 事務は、原則として主管する係長等の承認を受けた後、順次直属上司の意思決定、関係する主幹、課長等の合議を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

（決裁区分）

第4条 会長の決裁を要する事項及び常務理事、事務局長、課長が専決できる事項で、各課に共通する事務に係る事項の決裁区分は別表1のとおりとする。

- 2 専決事項のうち異例、もしくは疑義のあるものにあつては上司の指揮を受けなければならない。
- 3 専決した事項について必要と認めたものは、事後速やかに上司に報告しなければならない。

4 会長は、決裁した事項について、必要と認めたものは事後速やかに理事会に報告しなければならない。

(類推による決裁)

第5条 決裁責任者（会長を除く。）は、この規程に定めのない決裁すべき事項であっても、当該事項の内容により、決裁事項に準じ適宜類推して決裁することができる。

(専決及び代決の効力)

第6条 この規程の定めるところによりなされた専決及び代決は、会長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(専決の制限)

第7条 この規程の規定により専決することのできる事項であっても、次の各号の一に該当するものは、会長の決裁事項又は上司の専決事項とする。

- (1) 重要なもので、上司の指示により実施するもの
- (2) 異例に属し、又は先例になると思われるもの
- (3) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの
- (4) 法令の解釈上疑義又は有力な異説のあるもの
- (5) 特に政治性の伴うもの

(専決権の委譲)

第8条 事務局長、課長は、会長の承認を得て、その専決権限の一部を所属職員に委譲することができる。

2 前項の場合においては、法人総務課に合議しなければならない。

(代決)

第9条 決裁責任者が不在のときは、代決者があらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁責任者に代わって決裁をすることができる。

2 常務理事が不在のときは、事務局長が代決することができる。

3 事務局長が不在のときは、課長が代決することができる。

4 課長が不在のときは、主幹が代決することができる。

(代決の制限)

第10条 前条の規定により代決できる事項は、特に至急に処理しなければならないものとする。ただし、あらかじめ指定を受けている事項を除き、重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新規の事項については代決することができない。

(代決後の手続)

第11条 代決した事項については、事後速やかに当該事項の決裁責任者に後閲又は報告をしなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により事務決裁規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 3 平成26年1月28日の一部改正は、平成26年2月1日から施行する。
- 4 平成29年3月28日の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

平成21年4月1日	制 定
平成24年4月1日	全部改正
平成26年1月28日	一部改正
平成27年8月27日	一部改正
定款変更認可日	一部改正